

平成28年6月8日

公益社団法人神奈川県農業公社  
会長 小野 義博 様

農地中間管理事業評価委員会  
委員長 佐倉 朗 夫

平成27年度農地中間管理事業にかかる評価意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第9条第4項の規定に基づく意見を次のとおりとする。

記

1. 評価の期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日
2. 評価委員名 佐倉朗夫、笠原節夫、清田幸弘
3. 評価委員会の意見 別紙のとおり

# 農地中間管理事業評価委員会の意見

(平成28年5月27日開催)

## 1 目標の達成状況及びその要因について

- ・自己評価においてC評価をA・B評価に改善するためには、明確な実行計画を策定し、マッチングにおける課題を明らかにする必要がある。
- ・神奈川県は大市場に近く、新規就農希望者も少なからずいると思うが、一筆ごとの農地面積が小さく、集積しにくいという課題がある。そのため、単に集積を目的にするのではなく、神奈川県に合った農地中間管理事業の実行計画を立てる必要がある。

## 2 体制・手法について

- ・神奈川県は都市農業という実態がある。そのため、改善に向けては、各地域の農業委員の方々の意見や情報を吸い上げることができる体制を創っていくことが重要である。
- ・相続未登記農地などの問題が機構の活用を阻害していると聞いている。その改善策が必要である。

## 3 今後の課題と対応策について

- ・県内の自給率を上げるためにも、この事業の推進は重要である。各地域と連携しスピード感を持って取り組んで頂きたい。
- ・地方とは比較できない課題があるので、都市農業の強みを活かすことのできる農地中間管理事業の対策を立てて進めて頂きたい。
- ・神奈川県の農地所有者にとっては、農地は財産であるので、その維持管理にとって相続税の納税猶予のメリットは大きいと思う。この事業の周知徹底を図り、安心して貸せる環境を創っていくようにして頂きたい。

以上